**―ファイナンシャルプランナー顧問契約書－**

以下「甲」という。）は

住まいとお金の相談センター 生活工房Lifeに（以下「乙」という。）将来のファイナンシャルプランニングに関して委任する。乙はこれを受任し、下記の通りファイナンシャルプランナー顧問契約を締結した。

記

第 １ 条（委任の範囲）

１　甲及び甲の家族のライフプランにかかわるリスクの管理

２　甲及び家族の保険管理

３　甲及び家族の資産の保全や有効活用に関する助言

乙は１項か３三項の顧問業務を行うため、年6回以上甲と面談し、甲及び甲の家族のライフプランについて変更、将来のライフプランの希望について都度確認する。

面談日は甲乙協議のもと決定する。

第 ２ 条 （契約の期間）

１ 本契約の期間は、次の通りとする。

自：令和 　年 　月 　日

至：令和 　年 　月 　日

ただし、契約１年経過後は甲、乙どちらかからの解約申し出が無い限り自動的に 更新するものとする。

第 ３ 条 （報酬の額）

１ 年額顧問報酬は、 年額30,000 円（消費税抜き）とする。

２ 乙が展開している別途業務を委任する場合に、甲は乙に対して別途に報酬を支払うものとする。

第 ４ 条 （報酬の支払い時期及び支払方法）

１ 甲は、乙に対して顧問報酬として年額を顧問契約開始日の翌月末までに、現金または銀行口座振 替えにより支払いものとする。

２ その他の報酬は、業務遂行後に現金または銀行口座振替えにより支払うものとする。

第 ５ 条 （報酬の改定）

１ 第３条の報酬の額は、契約時の額とし、委任を継続する場合は、経済事情等を考慮して、甲乙相互に協議の上これを改定する。

第 ６ 条 （資料の作成・提示及び責任）

１ 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、原始資料、その他の資料（以下「資料等という」をその責任と費用負担において責任を持つものする。

２ 乙が甲に資料等の開示を眞とまた場合、甲は、乙の請求に対し、資料等を速やかに開示しなければならない。

３ 資料等の不備に起因して生じる委任事案の瑕疵については、甲の責任とする。

第 ７ 条 （秘密の保持）

１ 乙は、業務上知り得た事項について、職業倫理に基づいた活動をし、他に漏らし又は盗用してはならない。

第 ８ 条 （解 約）

１ 次の事由が発生した時には、本契約を解約することができる。

①第６条に定める資料の提示が所定の日までになされない場合。

②第３条に定める顧問契約報酬を甲が「３ヶ月以上支払わない」場合。

③適正な顧問契約の困難であると乙が判断するような事態が生じた場合。

２ 甲の申し出により解約する場合は、甲は、第３条に定める顧問契約額を限度として乙に支払うものとする。

３ 乙の申し出により解約する場合は、乙は、解約日以後の月額相当分の顧問報酬を限度として甲に返還し、以後、本契約に係わる一切の責任を免れるものとする。

第 ９ 条（情報の開示と説明及び責任）

１ 乙は、甲の委任業務遂行にあたり、とるべき処理方法が複数存在し、いずれかの 方法を選択する必要がある時や、相対的な判断を行う必要がある時には、甲に説明して承諾を得なければならない。

２ 甲が前項の説明を受け承諾した時には、当該事項につき後で生じる不利益について乙はその責任を負わない。

３ 甲が通知をしなかったことによる不利益について、乙はその責任を負わない。

第 １０ 条 （その他）

１ 甲は、委任事案を処理するために必要な日当、旅費及び宿泊料等は、乙の請求のあり次第支払うものとする。

第 １１ 条（合意管轄）

　各当事者は、本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 １２ 条（協議事項）

　本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定する。

第 １３ 条（信義則）

　甲乙はお互いに審議に則り誠実に本契約を履行することを約する。また　本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に定めがない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は甲、乙は誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

　以上の契約を証するため本契約書を２通作成し、次に記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和 　年　 月　 日

委任者（甲）

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　（印）

受任者（乙）

〒013-0046

住所 `秋田県横手市神明町４－２３

事務所名 住まいとお金の相談センター　生活工房Life

代表者　ファイナンシャルプランナー高橋　徹　（印）